

調達要求番号：

仕 様 書			
物品番号		仕様書番号	売払第1号
鉄屑（使用済装備品等）売払		作成	令和 7年 6月 11日
		変更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	飯塚駐屯地業務隊補給科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊飯塚駐屯地において実施する鉄屑（使用済装備品等）売払について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 現地（物）確認

現地（物）確認は、公告掲載期間の平日0830から1600までの間とし、契約相手方が現地（物）確認をしようとする2日前までに官側に対し通知する。この通知により協議し、その期日を決定するものとする。

2 売払に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は鉄屑（使用済装備品等）を破壊・解体し、売払を行う。

2.2 破壊・解体の対象

破壊・解体の対象品目となる鉄屑（使用済装備品等）は、表1とする。

表1－処理の対象品目

品 名	数 量
パレット	12台
擬製ミサイル	6本
運搬ローダー	1台
地上装置部隊整備工場器材	4セット
野整備工場器材	3個
巡回工場整備器材	2個
試験付属装置	2セット

2.3 破壊・解体基準

対象品目となる鉄屑（使用済装備品等）の、破壊・解体の基準は表2とする。

表2－破壊・解体基準

品 名	破壊・解体基準
パレット	機能を喪失するまで破壊・解体する。
擬製ミサイル	形状が識別できない状態まで破壊・解体する。
運搬ローダー	機能を喪失するまで破壊・解体する。

地上装置部隊整備工場器材	機能を喪失するまで破壊・解体する。
野整備工場器材	機能を喪失するまで破壊・解体する。
巡回工場整備器材	機能を喪失するまで破壊・解体する。
試験付属装置	機能を喪失するまで破壊・解体する。

2.4 破壊・解体要領

油圧鉄骨カッター等を使用し破壊・解体をする。

2.5 使用機材・機器・消耗品

破壊・解体に必要な使用機材，機器及び消耗品は，契約の相手方が準備をする。

2.6 鉄屑（使用済装備品等）破壊・解体場所

陸上自衛隊飯塚駐屯地高射訓練場内とする。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，表 3 による。

表 3—提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期
1	受領書 ^{a)}	1	飯塚駐屯地業務隊	引き渡し時
2	破壊・解体証明書 ^{b)}	1	補給科補給班	作業終了後速やか
注 ^{a)} 様式は，GLT-CG-Z000001の図8による。				
注 ^{b)} 様式は，図1による。				

4.2 情報保全

情報保全は，次による。

- a) 駐屯地の立ち入りは，所定の立ち入り手続きを行う。
- b) 駐屯地内の行動（出入門手続き，火気取り扱い，作業用通路など）は，駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い，作業地域以外への立ち入りを禁止する。
なお，やむを得ず作業地域以外への立ち入りを必要とする場合は，所定の手続きを行う。
- c) 契約の相手方は，この契約の履行に当たり，直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また，契約終了後も同様とする。

4.3 安全管理

契約の相手方は，安全に対する検討を行い，必要な措置を講ずるなど安全管理を徹底し，必要によって契約担当官等の指示を受ける。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。

令和 年 月 日

破壊・解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊飯塚駐屯地
第366会計隊飯塚派遣隊長 殿

会社名
代表者名

鉄屑（使用済装備品等）の破壊・解体処分について、次のとおり破壊・解体処置をいたしましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施社名
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 破壊・解体実施日 年 月 日 ～ 年 月 日

図1－破壊・解体証明書の様式